

帯広市男女共同参画プラン

～女性と男性ともに創る豊かな未来～



帯広市

はじめに

21世紀の扉が開かれた今、私たちを取り巻く社会情勢は少子・高齢化や情報化、国際化の急速な進展などにより、大きな変革期を迎えています。

このような変化に対応し、豊かで活力ある社会を築いていくためには、女性と男性が社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

世界的には昭和50（1975）年の国際婦人年を契機に、女性の地位向上に向けた様々な取り組みが行われてきました。

国内では、平成11（1999）年に男女共同参画社会基本法が制定され、男女共同参画社会づくりの基本理念を定めて、施策の展開がなされてきております。

しかし、現実の社会では、性別による役割分担意識から生じる男女格差などが存在し、依然として多くの課題があります。

このようなことから、本市では、「第五期帯広市総合計画」と「帯広市生涯学習推進計画」に男女共同参画社会づくりを位置づけし、このたび「帯広市男女共同参画プラン」を策定しました。

このプランは、これまでの「帯広市女性活動計画」につづくもので、本市の男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき施策を総合的に推進していくための行動プランです。

今後は、このプランの着実な推進を図ってまいりたいと考えておりますので、皆さんのご理解とご協力を心からお願いします。

最後になりましたが、このプランの策定にあたり、提言をいただいた帯広市男女共同参画プラン提言委員会の委員の方々をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました多くの市民の皆さんや関係各位の方々に厚くお礼申し上げます。

平成13年6月

帯広市長 砂川敏文

帯広市民憲章

(昭和57年6月17日制定)

澄んだ青空と、きれいな水に恵まれている広大な十勝平野。先人は多くの苦難を乗りこえ、その中に平原のまち、帯広を拓きました。

わたくしたちは、豊かな自然と、この地によって培われたおおらかな気風に誇りをもち、住みよいまちをめざし、よりよい市民として前進するために、この憲章を定めます。

- 1 明るく働き、豊かなまちにしましょう。
- 1 きまりを守り、なごやかなまちにしましょう。
- 1 あたたかい心をもち、うるおいのあるまちにしましょう。
- 1 自然を大切にし、やすらぎのあるまちにしましょう。
- 1 北国の文化を高め、楽しいまちにしましょう。

健康スポーツ都市宣言

(昭和63年10月6日議決)

(昭和63年10月10日宣言)

私たち帯広市民は、地域に根ざしたスポーツ活動を通じ、明るくたくましい心とからだをはぐくみ、躍動する豊かなまちおびひろをめざし、ここに健康スポーツ都市を宣言します。

- 1 みんなでスポーツを楽しみ、健康な生活をおくろう。
- 1 みんなでスポーツに親しみ、いきいきとした地域の輪を広げよう。
- 1 みんなでスポーツをとおし、はずむ心を世界に伸ばそう。

交通安全都市宣言

(昭和37年5月17日議決)

最近、わが国経済の急激なる発展は、都市交通のふくそう化を招いて悲惨な交通禍の続出となってあらわれ、今やわが帯広市においても車両の増加は交通事情の悪化と事故のひん発をもたらし、市民の日常生活にとってゆるがせにできない現状である。

これら交通禍の脅威を除いて市民生活の安全を確保するため、交通環境の改善整備を推進するとともに、市民の協力一致の下に安全交通の自覚に徹して交通道德高揚の急務を痛感するものである。

よって全市民とともに総合的連携をはかり、強力なる活動を通じて明るく住みよい安全都市の理想を達成すべく、ここに帯広市を「交通安全都市」とすることを宣言する。

暴力追放・防犯宣言

(平成元年8月5日宣言)

安全で秩序ある社会の進展と平穏な生活の確保は、市民生活の願いである。

しかしながら、最近の社会情勢の変化は、市民が日常生活を営む上で、不安感を覚えるような各種犯罪が増加の傾向にある。

21世紀を間近に控えて、市民相互の連帯意識と防犯意識の高揚を図り、市民生活の安全を確保するとともに、暴力を排除し犯罪のない真に明るく住みよい街づくりを決意し、ここに帯広市を「暴力追放・防犯の街」とすることを宣言する。

核兵器廃絶平和都市宣言

(平成3年7月26日議決)

(平成3年8月15日宣言)

世界の恒久平和は、豊かで安全な生活を求める全世界の人びとの共通のねがいであります。日本国憲法の理念もあります。

しかし、この地球上には大量の核兵器が蓄積されており、その開発は宇宙空間にまで及び、あらゆる生命の存続に脅威をあたえています。

かけがえのない地球をまもり、子どもたちにひきつぐことは、今を生きるすべての人びとの果たさなければならない責務です。

世界唯一の核被爆体験国である日本に住むわたしたちは、広島・長崎の惨禍をくりかえさないよう、全世界にむけ核兵器の廃絶と戦争の根絶を訴えつけなければなりません。

自然ゆたかな郷土を大切にし、やすらぎのある生活をねがうわたしたち帯広市民は、非核三原則の堅持と核兵器の廃絶を求め、核兵器廃絶平和都市となることを宣言します。

目 次

第1章 プランの策定にあたって

1. 男女共同参画社会の実現に向けての取組みの必要性	2
2. これまでの取組み	3

第2章 プランの基本的な考え方

1. プランの目標	7
2. プランの目的	7
3. プランの性格	7
4. プランの期間	7
5. プランの体系	8

第3章 プランの内容

1. 男女共同参画の実現に向けた意識の改革	12
2. あらゆる分野への男女共同参画の促進	17
3. 男女が働くための条件整備	20
4. 女性の保健の充実	25
5. 心豊かな生活の実現	28

第4章 プランの推進

参考資料

1. 帯広市男女共同参画プラン提言委員会審議経過	34
2. 帯広市男女共同参画プラン提言委員会委員名簿	35
3. 日本国憲法（抜粋）	36
4. 男女共同参画社会基本法	38
5. 女子差別撤廃条約	43
6. 北京宣言	48
7. 第4回世界女性会議行動綱領目次	51
8. 男女雇用機会均等法（抜粋）	53
9. 女性行政関係年表	57
10. 相談窓口一覧	58

第1章 プランの策定にあたって

1. 男女共同参画社会の実現に向けての取組みの必要性

戦後、日本国憲法に「個人の尊重」と「男女平等」の理念がうたわれ、男女平等社会の実現に向けて様々な法律の整備や制度の改革がなされてきました。

しかし、今日、法律や制度上では男女平等は整いつつありますが、職場や地域社会、家庭など現実の社会では、根強く残る「*性別役割分担意識」による男女格差の存在など多くの課題があります。

また、近年、家庭内暴力や、*セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する人権侵害が社会問題となっています。これらの問題には、社会制度や慣習によって「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割分担意識が深くかかわって生み出されています。

このような意識や行動は、女性だけでなく男性にとっても自らの行動や多様な生き方の選択を狭めています。男女がともに仕事と家庭、地域社会の一員としてバランスのとれた生活を送るためにには、当面、現状で不利な立場にある、女性問題の解決に取り組んでいかなければなりません。

いま、日本は、急速な少子・高齢化の進展や国内経済の成熟化、国際化などにより、かつてない一大転換期に直面しています。

帯広市においても、少子・高齢化の進展に伴い子育てや介護の担い手問題が複雑・多様化してきているほか、基幹産業である農業分野では、国際競争時代への移行や後継者の不足に伴い、経営の安全化のために農家女性の役割がますます求められています。

また、市民の価値観の多様化に伴う女性の社会進出分野の拡大から発生する職場、家庭での問題など、私たちを取り巻く環境が大きく変わろうとしています。

21世紀を迎え、地球環境問題の解決とともに、男女の基本的人権が尊重され、喜びも責任も分かれ合いつつ、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮できる「*男女共同参画社会」の実現が急がれます。

* 性別役割分担意識：一般的に「男は仕事、女は家庭」というように、男女は始めからその役割が異なり、生き方があらかじめ決まっているという考え方や、それに沿った役割を期待することをいう。個人の生き方を性によって狭めるものとして疑問視され、女性問題解決のための課題とされている。

* セクシュアル・ハラスメント：相手の意に反した、性的な性質の言動で、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々なものが含まれる。特に雇用の場においては、「相手の意に反した、性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって、仕事を行う上で一定の不利益を与えたいたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」とされている。

* 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

2. これまでの取組み

○世界の動き

国際連合は、昭和50（1975）年を「国際婦人年」と定め、第1回の「世界女性会議」をメキシコシティで開催しました。翌年から昭和60（1985）年までの10年間を「国連婦人の10年」に位置づけし、世界の女性の地位向上に向けて「平等・開発・平和」を目標に掲げて加盟各国政府がとるべく指針として「世界行動計画」が採択されました。

昭和54（1979）年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択され、日本も署名を行っています。この条約は、その後の女子に対する差別の撤廃と男女平等に向けた取組みの原点になっているものです。

昭和60（1985）年には、ナイロビの第3回世界女性会議において、10年の成果を評価するとともに、残された課題解決のために西暦2000年に向けた「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

平成7（1995）年には、北京で開催された第4回世界女性会議において、「ナイロビ将来戦略」の見直しと評価が行われ、「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。この北京会議で、「女性の権利は人権である」ことが明確に認識され、「*ジェンダーの視点」と「*エンパワーメント」の概念が確立されたのです。

平成12（2000）年6月には、「北京行動綱領」を見直すための「国連女性2000年会議」がニューヨークで開催され、21世紀に向けて、女性の人権の擁護と男女平等社会の実現をめざした成果文書に多くの国が合意しました。

* ジェンダー：男女の生物学的な性別（セックス）ではなく「男らしさ、女らしさ」や「男は仕事、女は家庭」といった、社会的・文化的につくられた性、性別、性差をいう。したがって、ジェンダーの内容は、時代や社会、文化により左右される。

* エンパワーメント：「力をつける」こと。女性が政治的、経済的、社会的に、自己決定力を身につけて力をもった存在となること。第4回世界女性会議での主要議題。

○国・北海道の取組み

このような国際社会の動きに沿って、日本では昭和52（1977）年に女性施策の指針として「国内行動計画」が策定され、法律や制度面において、「女子差別撤廃条約」の批准をはじめ、「男女雇用機会均等法」の制定や民法、国籍法、国民年金法の改正が行われるなど積極的な推進がはかられてきました。

昭和62（1987）年には、「ナイロビ将来戦略」の主旨を受け、西暦2000年に向けての「新国内行動計画」が策定されました。

平成8（1996）年には、「新国内行動計画」が見直され、男女共同参画社会の実現に向けて「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

平成11（1999）年6月には、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念や国などの責務、施策の基本となる事項を定めた「男女共同参画社会基本法」が制定されました。平成12（2000）年12月には、自立した男女が対等に参画できる社会を実現するための目標を掲げた、「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

北海道においても、国の取組みを受けて、昭和53（1978）年に「北海道婦人行動計画」、平成9（1997）年には、男女がともに参画する社会の形成をめざした「北海道男女共同参画プラン」が策定されました。

平成12（2000）年11月には、北海道男女共同参画懇話会から「男女平等参画に関する条例の制定に向けて」の意見書が提出されています。

○帯広市の取組み

帯広市は、昭和55（1980）年に「帯広市婦人活動計画」を策定し、「社会参加の促進」「自主活動の促進」「健康保持と福祉の充実」を基本目標として、女性施策を総合的に推進してきました。

平成元（1989）年には「帯広市女性活動計画」を策定し、「男女が共につくり共に担う社会」をめざして市民と行政が一体となって様々な施策に取り組んできました。

この「帯広市女性活動計画」が平成12年度で終わることと、平成11（1999）年6月に男女共同参画社会基本法が制定されたことなどから、平成12年度からスタートした「第五期帯広市総合計画」に、男女共同参画社会づくりを主要な施策として位置づけしました。

このような状況の下で、行動プランを策定するため、平成12（2000）年6月に、有識者による「帯広市男女共同参画プラン提言委員会」を設置するとともに、「男女平等に関する市民意識調査」や、市民・関係団体等からの意見募集を行いました。同年12月には、「帯広市男女共同参画プラン提言委員会」から、「帯広市男女共同参画プランへの提言」を受けました。

第2章 プランの基本的な考え方

1. プランの目標

このプランは、「第五期帯広市総合計画」及び「帯広市生涯学習推進計画」に位置づけられている男女共同参画社会づくりをめざして、次の5本の柱を目標とするものです。

- (1) 男女共同参画の実現に向けた意識の改革
- (2) あらゆる分野への男女共同参画の促進
- (3) 男女が働くための条件整備
- (4) 女性の保健の充実
- (5) 心豊かな生活の実現

2. プランの目的

このプランは、すべての人人が互いにその人権を尊重し、性別にかかわりなくその個性と能力を發揮し、責任を分かちあう、男女共同参画社会の実現に向けて、行政と市民や関係団体、企業が一体となって取り組むための施策を明らかにしたものです。

3. プランの性格

- (1) 帯広市が、男女共同参画社会の実現に向けて、具体的な施策を展開していくための行動プランです。
- (2) このプランは、男女共同参画社会づくりの主要な事業、担当課を明らかにし、「第五期帯広市総合計画」との整合性をはからせて策定したものです。
- (3) このプランは、「帯広市男女共同参画プラン提言委員会」から提出された提言の主旨を尊重して策定したものです。
- (4) このプランは、「男女共同参画社会基本法」の理念を尊重し、国や北海道のプランの主旨を踏まえて策定したものです。
- (5) プランの進捗状況や社会情勢の変化に応じて、見直しを行います。

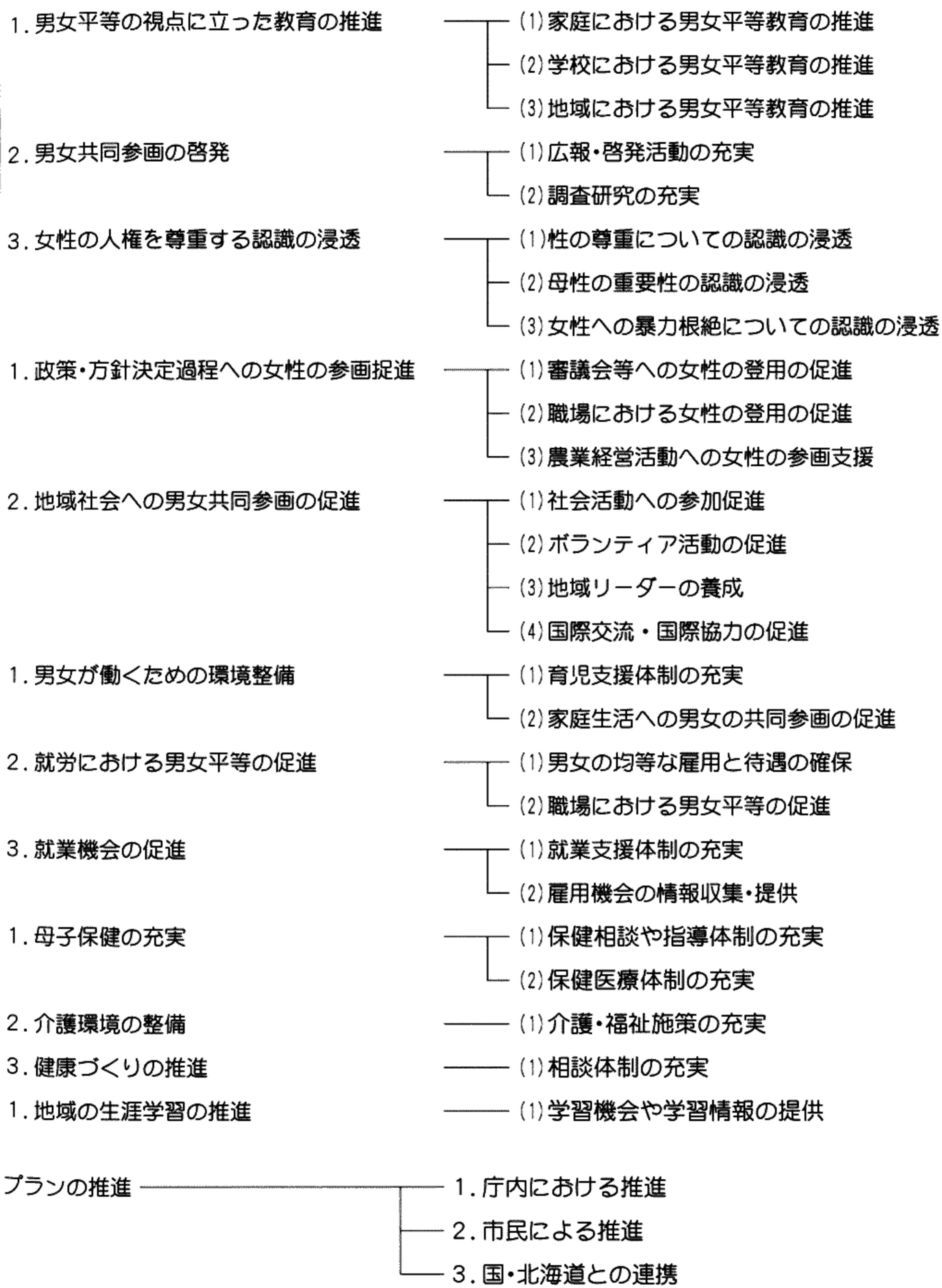
4. プランの期間

このプランの期間は平成13年度から平成21年度までの9年間とします。

男女共同参画社会の実現をめざして

5. プランの体系

1. 男女共同参画の実現に向けた意識の改革
2. あらゆる分野への男女共同参画の促進
3. 男女が働くための条件整備
4. 女性の保健の充実
5. 心豊かな生活の実現



第3章 プランの内容

1 男女共同参画の実現に向けた意識の改革

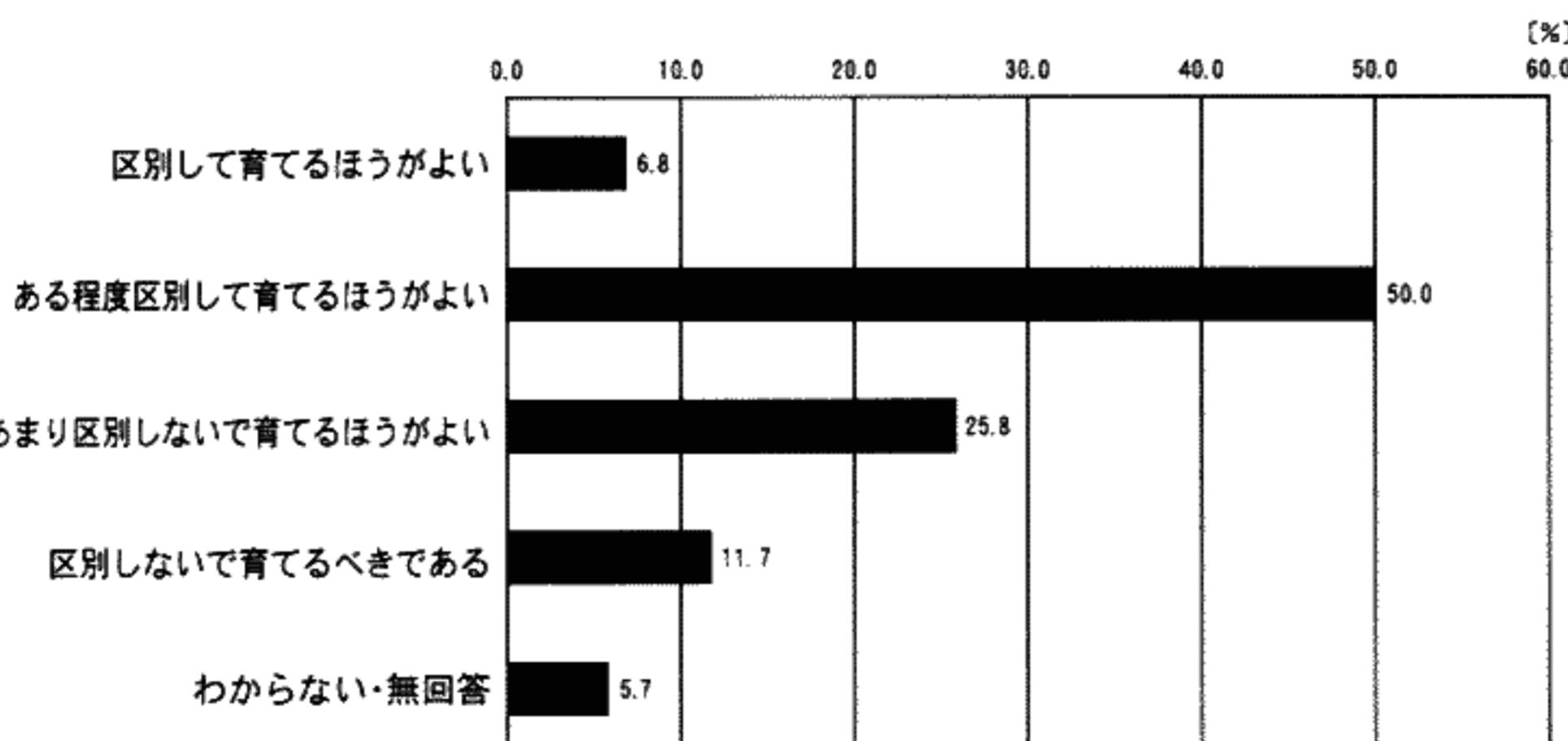
男女共同参画プラン策定のために帯広市が実施した市民意識調査では、50%の人が、男の子、女の子の育て方について、「ある程度区別して育てるほうがよい」との回答をしています。

性別による役割分担意識は、社会制度や慣習によって、人々の意識の中に深く根づいています。その意識は、男女平等を基本とする男女共同参画社会の実現を妨げているだけでなく、自らの主体的な生き方を大切にし、その個性や能力を十分に發揮するための自立した生き方も狭めているのです。特に、地域社会や職場で指導的立場や管理職にある中高年の人々の意識改革が必要です。

家族形態が多様化し、社会の変化が著しい時代にあって、次世代を担う子どもたちが、それぞれの人権を認め合う家庭で育つことは、男女共同参画社会の形成に重要なことです。また、学校教育は家庭や地域とともに、子どもの価値観や社会的規範などの人格形成に大きな影響があります。

そのためには、家庭や学校、地域社会において市民一人ひとりが、生活や意識、慣習の中に社会的・文化的につくられた性差である「ジェンダー」にとらわれない個人の尊重と男女平等意識を身につけ、社会のあらゆる分野にその浸透をはかることが重要です。

男の子か女の子による育て方の違い



資料：帯広市「男女平等に関する市民意識調査」(平成12年)

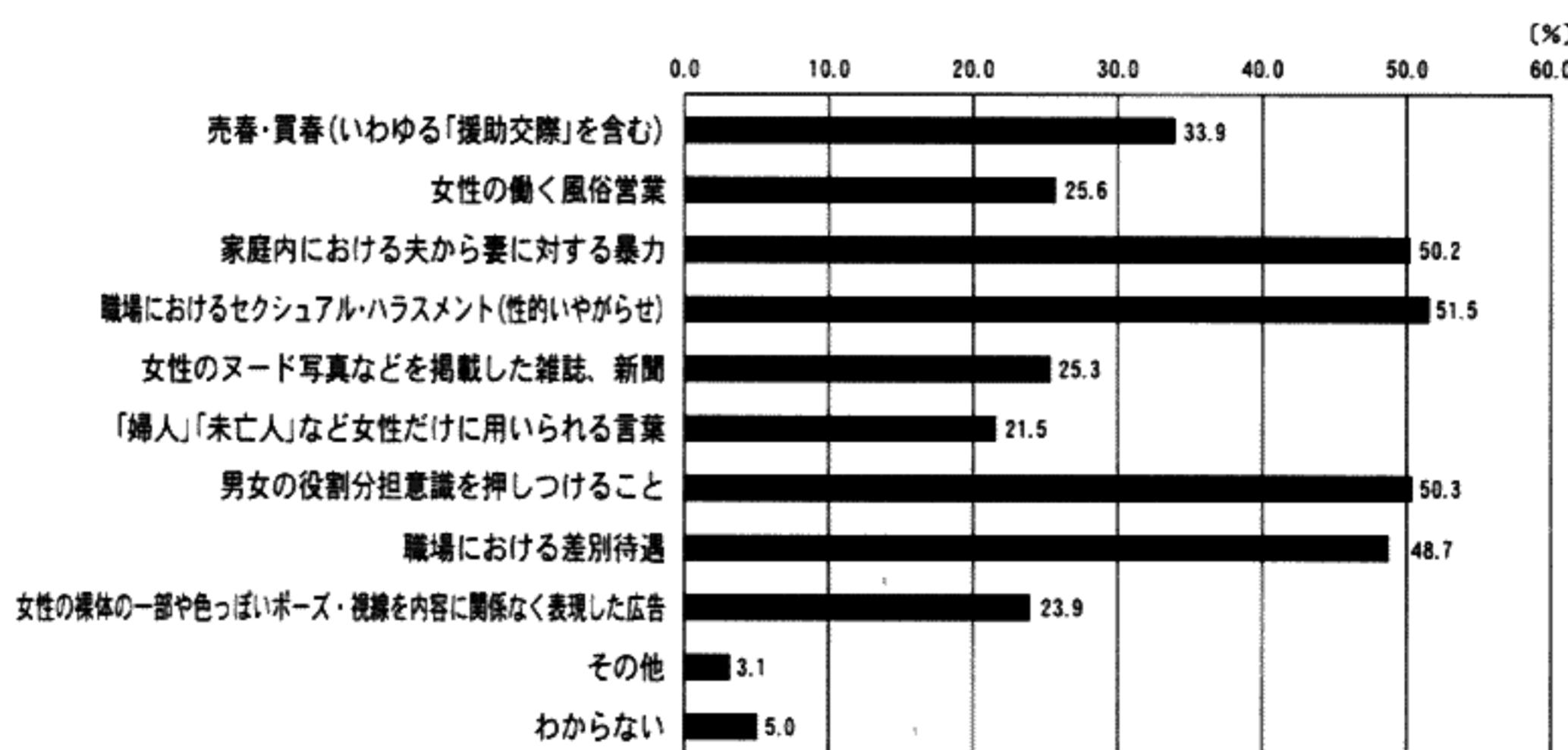
実質的な男女平等を実現する上で女性の人権を尊重することは極めて重要です。しかし、現実には家庭や職場、地域社会などで女性の人権は様々な形で踏みにじられています。

社会に深く根づいている「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識、また、男女間の社会的・経済的な力の格差が「男は上、女が下」という性差別意識を生み出し、女性の人権に対する配慮が欠ける結果となっているのです。

市民意識調査では、「女性の人権が尊重されていないと感じること」の質問に対して、「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」、「男女の役割分担意識を押しつけること」、「家庭内における夫から妻に対する暴力」との回答がいずれも半数を超えていました。近年、社会的に問題になっている*ドメスティック・バイオレンスや、職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどを解決するためには、男女が互いの性を尊重し、平等な関係を築いていくことが重要です。

また、女性の人権尊重の視点から、*リプロダクティブ・ヘルス／ライツの定着・浸透、母性の重要性についての認識の浸透をはかり、安心して妊娠、出産できる社会が必要です。

女性の人権が尊重されていないと感じること



資料：帯広市「男女平等に関する市民意識調査」（平成12年）
※複数回答のため、比率の合計は100%を超える。

* ドメスティック・バイオレンス：夫や恋人からによる女性への暴力。夫婦間のことは私的な問題として扱う風潮、経済的な力関係、世間体などの壁に阻まれこれまで表面化しにくかった。他に子どもへの暴力・高齢者虐待も含まれる。

* リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：(性と生殖に関する健康／権利)「女性の性と生殖に関する健康と権利」の確立にかかわる包括的な考え方。1994年の国際人口・開発会議において提唱され、今日個人、特に女性の人権の重要な1つとして認識されるにいたっている。その中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠、出産、子どもが望まれて健康に生まれ育つことが含まれている。

1. 男女平等の視点に立った教育の推進

施 策 の 方 向	主 要 な 事 業	区 分	担 当 課
(1)家庭における男女平等教育の推進 性別による男女の役割分担意識は、子供の成長過程で家庭環境によってつくられる部分が大きいことから、幼児期から家族一人ひとりの人権を認め合い、自立意識を培うため、保護者に対して啓発、学習機会の充実をはかります。	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭教育学級・女性学級での男女平等教育の充実 ○高齢者学級での男女平等教育の充実 ○各種講座等の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画セミナーの充実 ・男女共同参画塾の開設 ・「男性の自立」講座の開設 ・「男の厨房」講座の充実 ・パパ・ママ学級の充実 ・十勝ふるさと農学校元気塾の開設 ○農村女性のつどい等への参加推進 ○家庭での男女平等意識の形成と実践 <ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結促進(モデル農家の育成) 	A A A B B B B A A A B	女性青少年課 生涯学習課 女性青少年課 女性青少年課 女性青少年課 生涯学習課 保健課 営農課 農林課 営農課
(2)学校における男女平等教育の推進 学校は、家庭や地域とともに子どもの価値観や社会的規範など的人格形成に大きな役割を担っており、より一層男女平等観に立った教育の実践がはかられるようつとめます。	<ul style="list-style-type: none"> ○男女平等・人権尊重の視点に立った教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・技術家庭科の男女共修内容の充実 ・本人の希望に応じた進路指導の推進 ・指導資料の活用 ○教職員の研修推進 	A A A A	学校教育指導室 学校教育指導室 学校教育指導室 学校教育指導室
(3)地域における男女平等教育の推進 性別による男女の役割分担意識を是正し、多様な生き方や暮らし方を持った人々が、他の人々と共生しながら、自分らしさを大切にしていけるよう、人権意識の啓発を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○各種講座等の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画セミナーの充実（再掲） ・男女共同参画塾の開設（再掲） ・「男の厨房」講座の充実（再掲） ・パパ・ママ学級の充実（再掲） ・十勝ふるさと農学校達人塾の開設 ○農村地域活動への女性参画推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり活動の推進 ○PTA活動や地域町内会等への男女共同参画についての啓発活動要請 	A B A B A A A B	女性青少年課 女性青少年課 生涯学習課 保健課 営農課 農林課 関係各課

区分：[A] 現在、既に着手している事業（今後充実していくものを含みます。）

[B] 平成13年度以降開始する事業

2. 男女共同参画の啓発

施 策 の 方 向	主 要 な 事 業	区 分	担 当 課
(1)広報・啓発活動の充実 長い歴史の中で培われてきた固定的な性別役割分担意識を是正していくため、広報・啓発活動の事業支援や各種講座などを通して、男女平等意識を市民の間に浸透させるための広報・啓発活動の充実をはかります。	<ul style="list-style-type: none"> ○(仮称)男女共同参画センター機能の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・資料の収集、情報の提供、相談窓口等の設置 ○男女共同参画情報誌の発行 ○男女共同参画推進員登録制の導入 ○「広報おびひろ」による啓発の充実 ○農業情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・農業情報システムによる情報提供 ○性別にとらわれない保育・教育を推進するための意識啓発の充実 ○女性活動各種団体等の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・提供 ○女性団体・グループ等の活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・女性活動推進支援事業の充実 	<ul style="list-style-type: none"> B B B A A A A 	<ul style="list-style-type: none"> 女性青少年課 女性青少年課 女性青少年課 関係各課 農林課 関係各課 女性青少年課 女性青少年課
(2)調査研究の充実 男女平等や人権に関する市民意識、企業における雇用状況など男女共同参画社会形成のための実態把握の充実と活用につとめます。	<ul style="list-style-type: none"> ○市民意識調査の実施及び活用 ○事業所雇用実態調査の充実及び調査結果の活用 	<ul style="list-style-type: none"> A A 	<ul style="list-style-type: none"> 女性青少年課 労働消費課

3. 女性の人権を尊重する認識の浸透

施 策 の 方 向	主 要 な 事 業	区 分	担 当 課
(1)性の尊重についての認識の浸透 男女が互いの性を尊重し、生命の尊厳や性に関する正しい知識を身につけ、自覚と責任を持った行動がとれるよう啓発活動の充実をはかります。また、女性が性と生殖に関することを含め、自分の健康について正しい情報が得られるよう認識の浸透をはかります。	<ul style="list-style-type: none"> ○援助交際等売買春行為の犯罪性についての意識啓発活動の充実 ○有害図書等の監視・環境浄化への充実 ○教職員の性教育研修の充実 ○学校教育における性に関する指導の充実 ○性に関する相談事業の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・さわやか相談の充実 ○性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の定着・浸透 ○HIV／エイズ、性感染症、喫煙、飲酒、薬物乱用等に関する予防教育の充実 	A A A A A A	関 係 各 課 青 少 年 セン ター 学 校 教 育 指導 室 学 校 教 育 指導 室 保 健 課 保 健 課 保 健 課
(2)母性の重要性の認識の浸透 母性には社会的に重要な機能があります。社会全体で保護すべきであり、また、それを理由に女性を差別してはならないことなど、母性保護に対する意識の啓発につとめます。	<ul style="list-style-type: none"> ○母性相談室の充実 ○お母さん教室の充実 ○妊婦栄養教室の充実 ○すくすく教室の充実 ○訪問指導の充実 ○妊婦、乳幼児健康診査の充実 ○性に関する相談事業の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・さわやか相談の充実（再掲） ・講演会、講座の開催 ○HIV／エイズ、性感染症、喫煙、飲酒、薬物乱用等に関する予防教育の充実（再掲） ○企業に対して母性保護規定等の周知・啓発 	A A A A A A A B	保 健 課 保 健 課 保 健 課 保 健 課 保 健 課 保 健 課 保 健 課 労 動 消 費 課
(3)女性への暴力根絶についての認識の浸透 女性への暴力に対する社会の理解を深めるための啓発活動の充実と、関係機関、市民団体との連携をはかり相互の情報交換を行うとともに、緊急の避難や相談に関する窓口の広報などの充実につとめます。	<ul style="list-style-type: none"> ○女性への暴力についての調査及び関係機関との連携 ○民間シェルターへの活動支援 ○夫婦間や恋人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）防止のための意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・啓発パンフレットの配布 ・講演会の開催 ○関係機関等との連携による児童虐待防止対策の充実 	B B B B	関 係 各 課 関 係 各 課 関 係 各 課 関 係 各 課

区分：[A] 現在、既に着手している事業（今後充実していくものを含みます。）

[B] 平成13年度以降開始する事業

2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

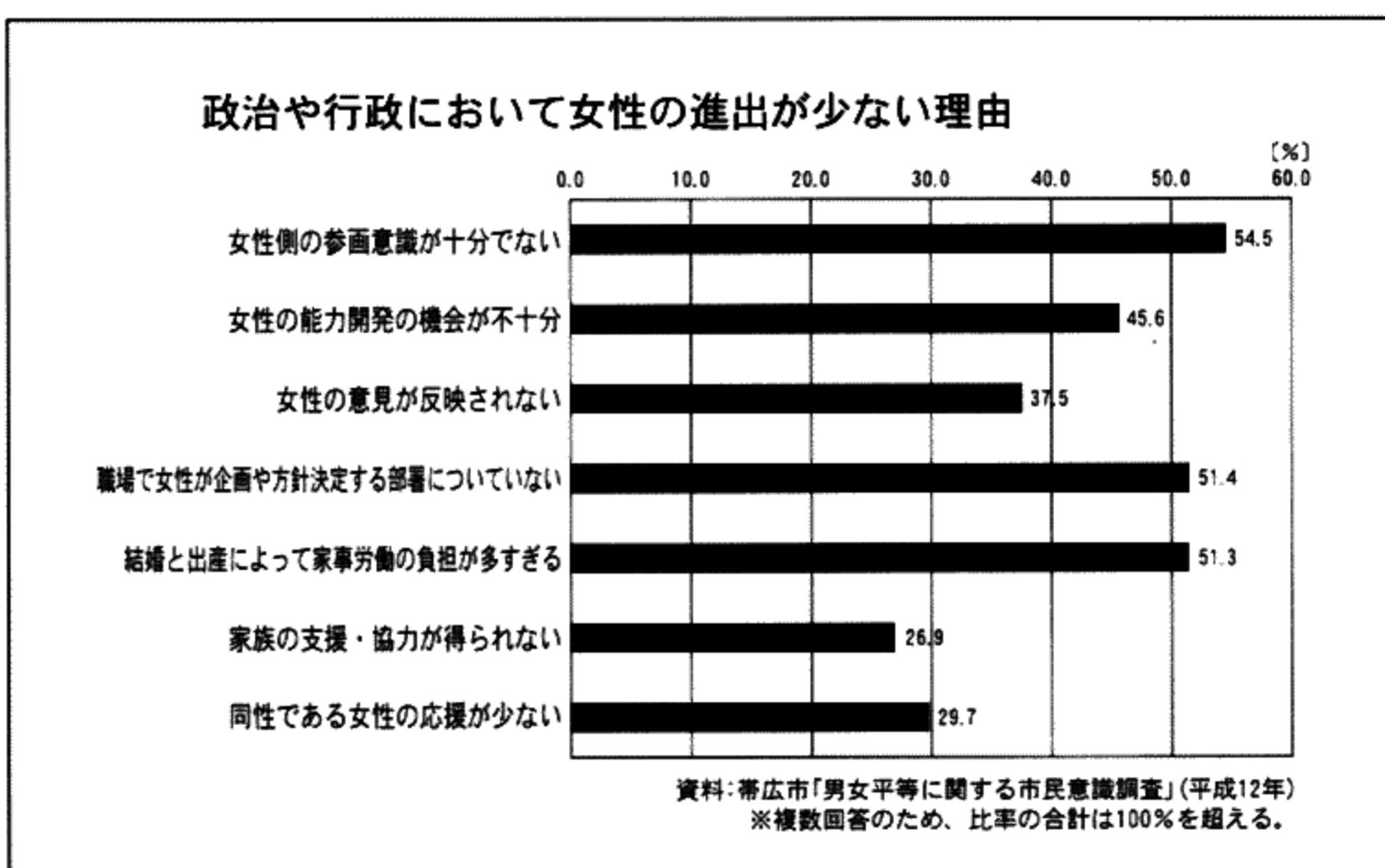
男女共同参画社会の実現のためには、男女がそれぞれの個性と能力を発揮し、政治や経済などあらゆる分野における政策・方針決定の場に参画し、意見や考え方を反映させることが必要です。

しかし、現状は政治や行政、企業などにおいて政策や方針決定の場に女性の参画は少なく、指導的立場についている人はほとんどが男性です。

また、町内会などの活動やP T A活動など実質的には女性によって支えられている活動も、組織の重要なポストは男性といった状況です。こうした不平等や不均衡を解消し、男女が対等に*参加・*参画できる環境や条件づくりのために*積極的改善措置（ポジティブ・アクション）が必要です。また、女性自身も力（エンパワーメント）をつけることが求められています。

女性があらゆる分野における政策や方針決定の場に参画し、女性の視点や意見を積極的に反映することは、社会における多様な問題を政策的に解決することにもつながり、男女共同参画社会の実現にも重要です。

市民意識調査では、「政治や行政において女性の進出が少ない理由」として「女性側の参画意識が十分でない」「職場で女性が企画や方針決定する部署についていない」が上位を占めています。次いで、「結婚と出産によって家事労働の負担が多過ぎる」との回答となっています。このようなことからも、性別役割分担意識の改革や、社会環境の改善が必要です。



* 参 加：仲間に加わること

* 参 画：単に参加しているだけでなく、積極的、主体的に参加し、企画や決定に関わり意見を反映させていくという意味。

* 積極的改善措置：過去における社会的・構造的な差別によって、男女間の格差を是正するために、一定の範囲で男女のいづれか一方に対し、特別な機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現することを目的とした、暫定的な措置。

1. 政策・方針決定過程への女性の参画促進

施 策 の 方 向	主 要 な 事 業	区 分	担 当 課
(1)審議会等への女性の登用の促進 審議会などへ女性の参画拡大をはかるとともに、資質の向上や兼任の解消をはかるようつとめます。 また、専門知識、生活者の視点をもって発言できる人材の育成をはかります。	○審議会等への女性の登用促進 ・登用目標値の設定（目標値40%） ・登用状況の公表 ・公募枠の拡大 ○女性人材情報の収集・提供 ○登用促進のための人材の育成 ・男女共同参画塾の開設（再掲） ○女性国内派遣研修の充実	B A A A B A	関 係 各 課 関 係 各 課 関 係 各 課 女性青少年課 女性青少年課 女性青少年課
(2)職場における女性の登用の促進 女性の視点や意見を反映させることで、多様な価値観に立った組織運営や社会全体の活性化につながることから、積極的に女性の採用や職域の拡大がはかられるよう働きかけます。	○市職員の人材育成基本方針の策定 ○市女性職員の勤務職場の拡大と登用 ○企業へ女性の職域拡大や女性管理職の登用についての働きかけ	B A B	職 員 課 職 員 課 労 働 消 費 課
(3)農業経営活動への女性の参画支援 農業経営の重要な担い手である女性が、地域や経営を担う対等なパートナーとしての役割を發揮できるよう、支援体制の充実をはかります。	○農業委員、農業団体役員の女性枠設定促進 ○農業経営における女性の地位向上 ・家族経営協定の締結促進（モデル農家の育成） （再掲） ・農業関連事業起業の担い手としての育成 ○研修制度の充実 ・農業技術、経営技術向上のための研修制度の充実 ・十勝ふるさと農学校元気塾、達人塾の開設 （再掲）	B B A A A	農 林 課 営 農 課 営 農 課 営 農 課 営 農 課

区分：[A] 現在、既に着手している事業（今後充実していくものを含みます。）

[B] 平成13年度以降開始する事業

2. 地域社会への男女共同参画の促進

施 策 の 方 向	主 要 な 事 業	区 分	担 当 課
(1)社会活動への参加促進 男女が協力し合い、バランス良く地域活動に参加できるよう推進するとともに、子育てや介護、仕事をしている人、障害者も参加しやすい環境の整備をはかります。	○子育て世代が利用しやすい公共施設の整備 ○各種会議や講座に参加しやすい環境の整備 ・預かり保育の充実 ・夜間、土・日曜日の開催 ○農村地域活動への女性参画推進 ・地域づくり活動の推進（再掲） ○農村女性のつどい等への参加推進（再掲） ○障害者の社会参加の促進	A A A A A	関 係 各 課 関 係 各 課 関 係 各 課 農 林 課 農 林 課 関 係 各 課
(2)ボランティア活動の促進 地域における様々な活動に男女が等しく参加できるよう情報の収集・提供につとめるとともに、環境の整備をはかります。	○地区組織活動の充実 ・食生活改善推進員の育成・養成事業の充実 ・健康づくり推進員の育成・養成事業の充実 ○ボランティア活動の活性化と底辺拡大のための環境整備 ・人材の交流・養成 ・情報の収集・提供 ・学習機会の提供 ○ボランティア活動促進に関する相談・活用のための総合窓口の設置 ○N P O活動促進のための情報提供や相談機能の整備	A A A B B	保 健 課 保 健 課 関 係 各 課 住 民 活 動 課 住 民 活 動 課
(3)地域リーダーの養成 地域活動で中心的な役割を果たしている女性が、リーダーシップを発揮できる環境づくりをすすめるとともに、女性団体・グループなどの養成につとめます。	○地区組織活動の充実 ・食生活改善推進員の育成・養成事業の充実（再掲） ・健康づくり推進員の育成・養成事業の充実（再掲） ○女性国内派遣研修の充実（再掲） ○女性団体・グループの養成と活動支援 ・女性活動推進支援事業の充実（再掲） ・活動の場の提供 ・交流の促進 ○研修制度の充実 ・農業技術、経営技術向上のための研修制度の充実（再掲） ・十勝ふるさと農学校元気塾、達人塾の開設（再掲）	A A A A A A A A A	保 健 課 保 健 課 女性青少年課 女性青少年課 女性青少年課 女性青少年課 女性青少年課 營 農 課 營 農 課
(4)国際交流・国際協力の促進 国際的に女性を取り巻く諸問題や現状についての相互理解を深めるとともに、広い視野と国際感覚豊かな人材を育成するため、積極的に外国人との交流を通して地域活動の充実をはかります。	○国際協力事業団（JICA）研修・実習生への支援 ・女性指導者のための食物栄養コースの充実 ○市内在住外国人との交流機会の拡充 ○女性問題に関する国際的な情報の収集・提供 ○国際理解を深める教育の推進 ・高校生海外留学補助事業の推進 ・国際姉妹都市・国際友好都市との交流事業の推進	A A A A A	保 健 課 関 係 各 課 関 係 各 課 学 校 教 育 課 国 际 交 流 課

③ 男女が働くための条件整備

昭和60（1985）年5月、雇用における男女の均等な機会と、待遇の確保をめざした男女雇用機会均等法が制定され、平成9（1997）年6月改正されました。

しかし、男女の性別による役割分担意識に基づいた職務分担や配置、結婚、出産を理由とした退職勧奨など、女性の意欲と能力の活用を阻んでいる現状があります。

また、職場内におけるセクシュアル・ハラスメントなど女性の人権侵害が社会的にも問題になっています。

個々人の意識改革とともに、男女雇用機会均等法の主旨の徹底をはかり、事業主は職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどが起きないように配慮し、男女が互いに尊重し合う職場環境をつくるなど環境の整備が必要です。

また、男女が平等に働くためには、家事・育児・介護などの家庭責任を男女が共同で担うことが必要です。

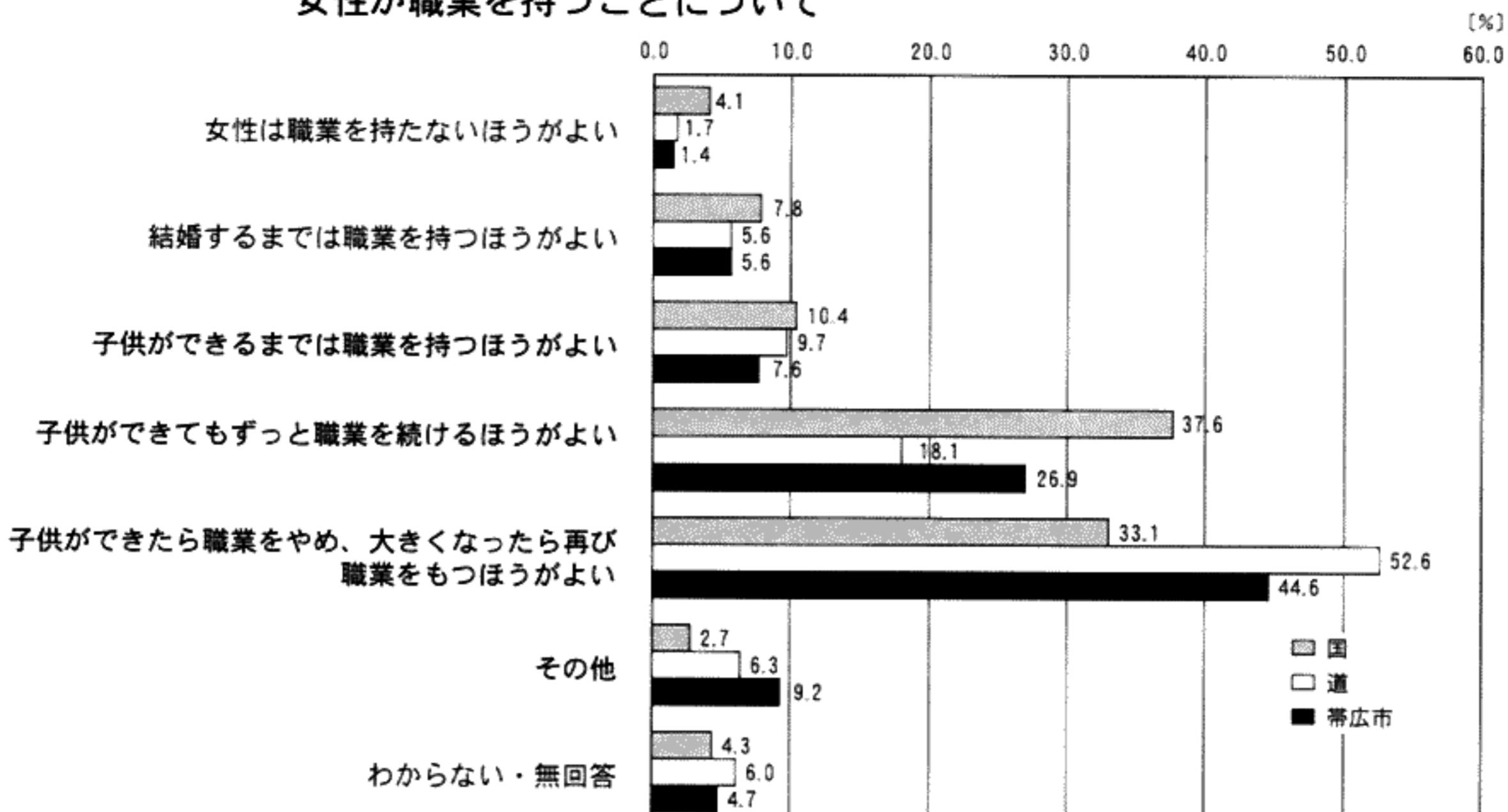
市民意識調査によると、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつほうがよい」との回答が44.6%、「子どもがきても、ずっと職業をつづけるほうがよい」との回答が26.9%となっており、多くの人が女性の就業を肯定しています。

しかし、「現在の社会の女性の働きやすさ」の回答では、「働きやすい状況にあるとは思わない」、「あまり働きやすい状況にあるとは思わない」を合わせると50%を超え、その理由として「育児施設が十分でない」、「労働条件が整っていない」、「働く場が限られている」となっています。

男女を問わず、家事と育児・介護を行いながら働き続けることのできる環境の整備が必要です。



女性が職業を持つことについて



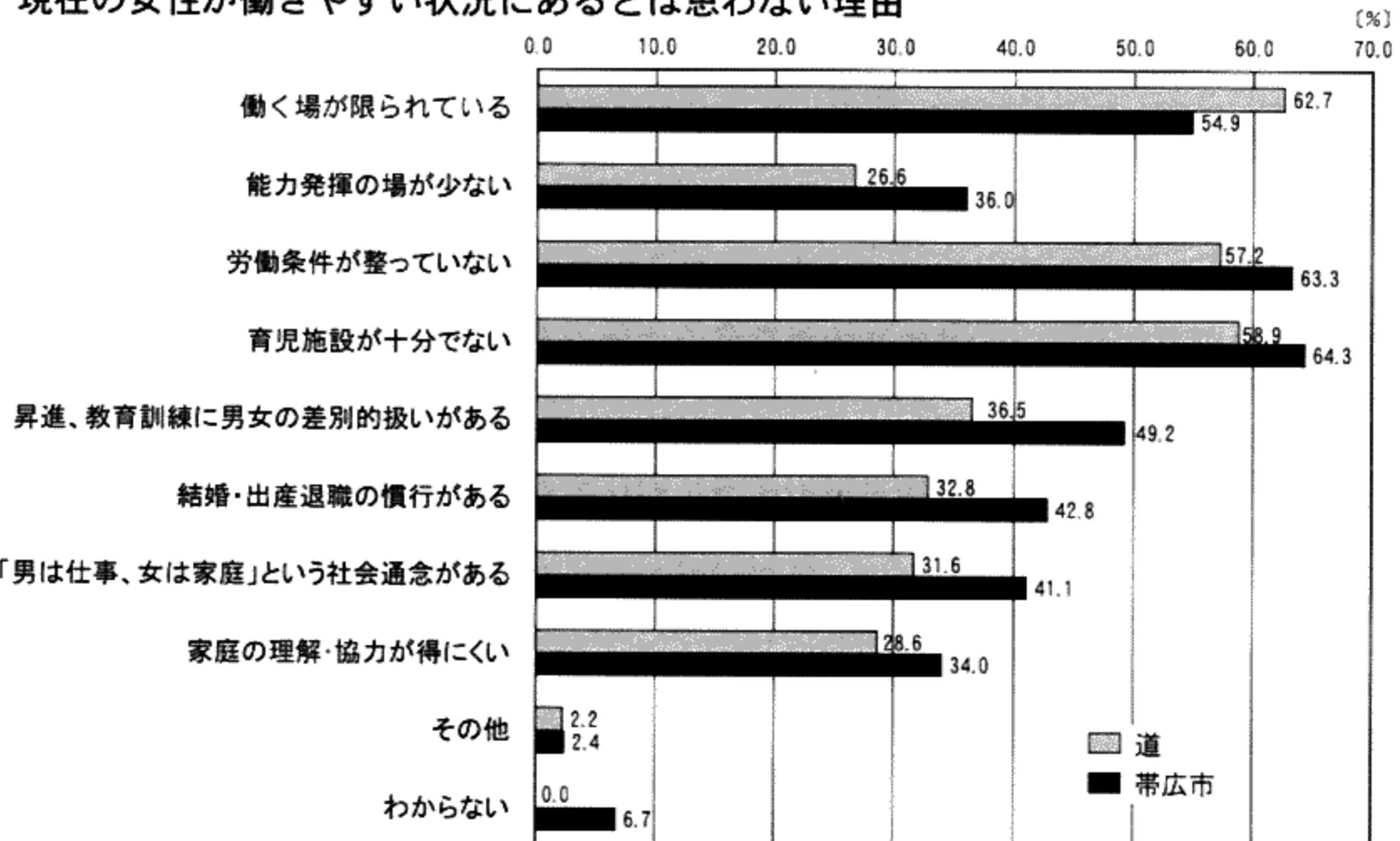
資料：総理府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成12年）

資料：北海道「女性に関する意識調査」（平成9年）

資料：帯広市「男女平等に関する市民意識調査」（平成12年）

※複数回答のため、比率の合計は100%を越える。

現在の女性が働きやすい状況にあるとは思わない理由



資料：北海道「女性に関する意識調査」（平成9年）

資料：帯広市「男女平等に関する市民意識調査」（平成12年）

※複数回答のため、比率の合計は100%を越える。

1. 男女が働くための環境整備

区分：[A] 現在、既に着手している事業（今後充実していくものを含みます。）

[B] 平成13年度以降開始する事業

2. 就労における男女平等の促進

施 策 の 方 向	主 要 な 事 業	区 分	担 当 課
(1)男女の均等な雇用と待遇の確保 関係機関との連携により均等法をはじめとする法律、制度などについての広報活動を充実させ、雇用条件・環境に関する周知・啓発につとめます。	<ul style="list-style-type: none"> ○男女の均等な雇用と待遇の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法の労働関係法の啓発 ・労働行政関係機関との連携による法の周知・啓発(パンフ等、経営者・労働団体や公共施設に配布) ○労働相談窓口の充実及び市民への周知 ○先進的な取組み企業の事例紹介 ○農業経営における女性の地位の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結促進(モデル農家の育成) (再掲) ○就農相談窓口の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・十勝ふるさと農学校等新規参入者受入れ窓口の充実 	A A A B B A	労 動 消 費 課 労 動 消 費 課 労 動 消 費 課 商 業 課 營 農 課 營 農 課
(2)職場における男女平等の促進 女性の職場進出が進む中で関係法の主旨が正しく理解され、性別による固定的な役割分担意識の是正への取組みと、男女が意欲をもって職業生活を継続できるよう、啓発活動の充実をはかります。また、農業や商工自営業などに従事する女性の労働条件の向上など、働く場における男女平等を推進していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○パート労働者等の労働条件向上の推進 ○セクシュアル・ハラスメント防止のための意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・講演会等の開催 ・啓発パンフレットの配布 ○市役所における男女平等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー、人権尊重を重視した職員研修の実施 ・「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止」に関する基本方針及び要綱の周知・研修の充実 ○市女性職員の勤務職場の拡大と登用(再掲) ○農業経営における女性の地位の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結促進(モデル農家の育成) (再掲) ○研修制度の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・十勝ふるさと農学校元気塾、達人塾の開設 (再掲) 	A B A B A A A B A A	労 動 消 費 課 関 係 各 課 関 係 各 課 職 員 課 職 員 課 職 員 課 職 員 課 營 農 課 營 農 課

3. 就業機会の促進

施 策 の 方 向	主 要 な 事 業	区 分	担 当 課
(1)就業支援体制の充実 関係機関と連携をはかりながら、多様な生き方・新しい生き方をめざす女性の就業を支援します。また、事業を起こそうとする女性に対し、情報の提供や相談など支援する体制を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ○労働関係法の普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用促進をはかるための啓発 ・再雇用制度の普及促進 ・育児・介護休業制度の普及促進（再掲） ○女性起業家支援（基礎知識等の情報提供や相談） ○農業経営における女性の地位の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・農業関連事業起業の担い手としての育成（再掲） 	A A A B	労 働 消 費 課 労 働 消 費 課 労 働 消 費 課 商 業 課 営 農 課
(2)雇用機会の情報収集・提供 結婚や出産で仕事を中途退職した女性の就業機会を拡大するため、関係機関と連携をはかり、再就職に関する情報や職業訓練に関する情報の収集・提供につとめます。 また、多様な生き方や自立するための雇用機会の情報の収集・提供につとめます。	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との連携による情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・就職に関する情報提供・労働相談業務の充実 ・就労のための学習機会、技能講習会等の充実 ・職業訓練機会の拡大及び充実 ・職業意識の向上、能力開発のための講座等の開催 ○事業所雇用実態調査の充実及び調査結果の活用（再掲） ○就農相談窓口の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・十勝ふるさと農学校等新規参入者受入れ窓口の充実（再掲） ○研修制度の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・十勝ふるさと農学校元気塾、達人塾の開設（再掲） 	A A A A A A	劳 働 消 費 課 劳 働 消 费 課 劳 働 消 费 課 劳 働 消 费 課 劳 働 消 费 課 营 达 课

区分：[A] 現在、既に着手している事業（今後充実していくものを含みます。）

[B] 平成13年度以降開始する事業

4 女性の保健の充実

男女共同参画社会づくりにあたっては、女性も男性もそれぞれの身体の特性を十分に理解し合い、思いやりをもって生きていくことが大切です。とりわけ、女性の身体は妊娠や出産のための仕組みが備わっていることから、生涯を通して男性とは異なる健康上の問題に直面します。

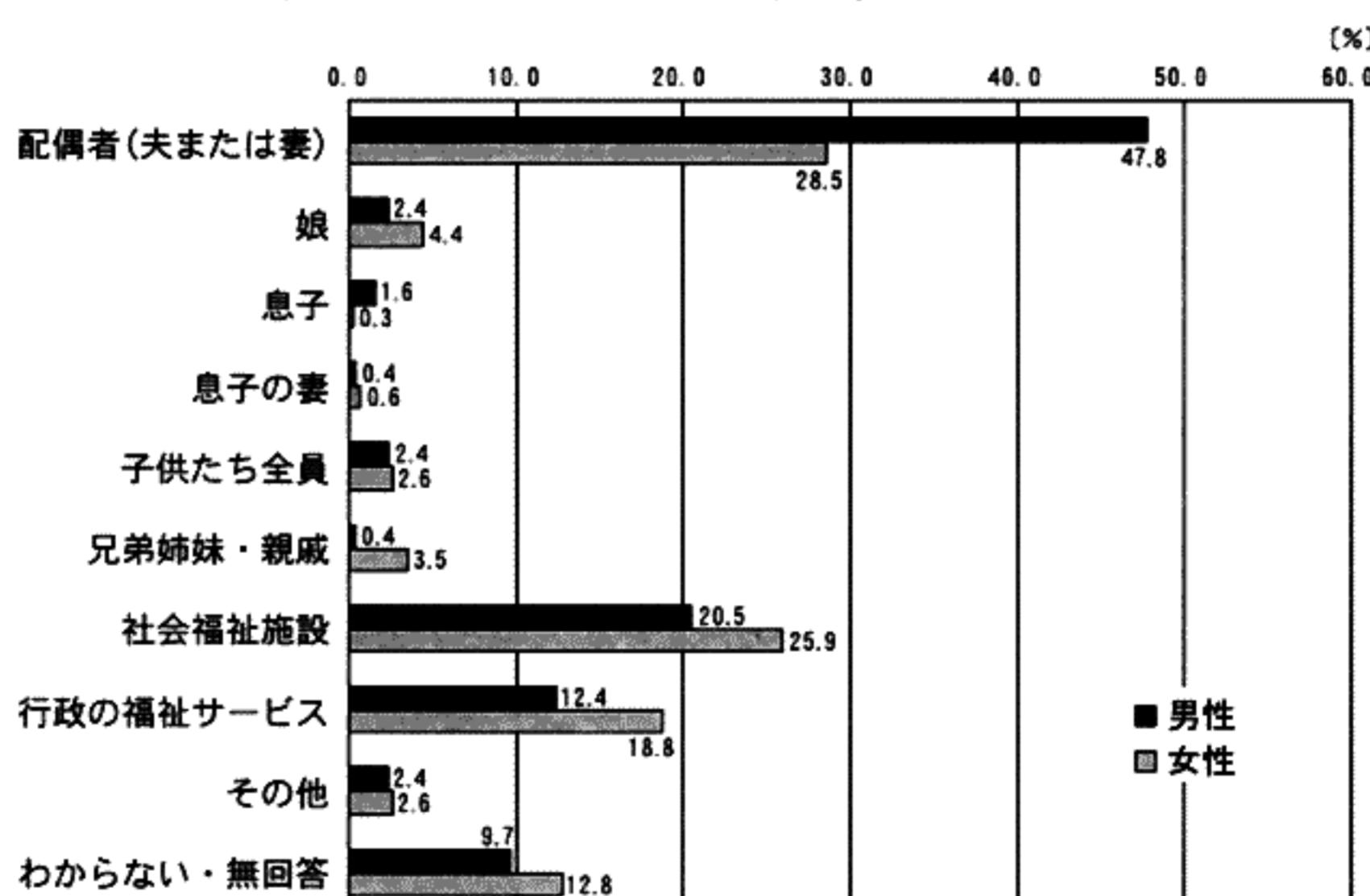
女性がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるよう、正しい知識・情報を得、認識を深めることが重要です。

近年、少子化や核家族化の進展、女性の社会進出、情報の氾濫など母子を取り巻く環境が著しく変化してきていることから、母性の重要性や女性の生涯を通した健康保持について、男性も含めて広く社会全体で認識する必要があります。

また、高齢化の進展に伴い、介護を要する高齢者も増加傾向にあることから、介護負担が女性だけに集中することなく、社会全体で支え合っていかなければなりません。

市民意識調査では、「身体が不自由になった時、誰に世話を頼みたいですか」との問い合わせに対して、47.8%の男性が「妻に頼みたい」と回答しています。しかし、「夫に頼みたい」と回答した女性は28.5%となっており、男女の意識格差がみられます。

身体が不自由になった時、誰に世話を頼みたいですか



資料：幕張市「男女平等に関する市民意識調査」(平成12年)

1. 母子保健の充実

施 策 の 方 向	主 要 な 事 業	区 分	担 当 課
(1)保健相談や指導体制の充実 安全な妊娠、出産の確保、また、母子の健康保持のための健康教育、相談体制の充実をはかるとともに、必要に応じ個々の健康状態に応じた支援体制の整備をはかります。	<ul style="list-style-type: none"> ○電話及び面接による相談指導体制の充実 ○母性相談室（再掲）、健康相談（個別・集団）、健康教育の充実 ○お母さん教室の充実（再掲） ○妊婦栄養教室の充実（再掲） ○すくすく教室の充実（再掲） ○訪問指導の充実（再掲） ○歯科保健指導の充実 ○性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の定着・浸透（再掲） 	A A A A A A A A	保 健 課 保 健 課
(2)保健医療体制の充実 生涯を通して、女性一人ひとりが健康の大切さを認識し、自己の健康管理ができるよう啓発や情報を提供するとともに、予防のための各種の検診機会の充実をはかります。	<ul style="list-style-type: none"> ○妊婦一般健康診査、精密検査の充実 ○生活習慣病検診及び事後指導の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・基本健康診査、各種がん検診、骨検診の充実 ○乳幼児歯科検診、歯科指導及びフッ素塗布の充実 ○妊婦、乳幼児健康診査の充実（再掲） ○成人期、高齢期等における女性の健康づくり <ul style="list-style-type: none"> ・子宮がん、乳がん、骨粗しょう症検診の充実 ○歯周病疾患予防事業の実施 	A A A A A B	保 健 課 保 健 課 保 健 課 保 健 課 保 健 課 保 健 課

区分：[A] 現在、既に着手している事業（今後充実していくものを含みます。）

[B] 平成13年度以降開始する事業

2. 介護環境の整備

施 策 の 方 向	主 要 な 事 業	区 分	担 当 課
(1)介護・福祉施策の充実 高齢者や障害者が安心して日常生活を送れるよう、福祉施策の充実をはかるとともに、介護負担が女性だけに集中することなく、社会全体で支え合えるよう、体制の整備をはかります。	○介護家族健康教育の充実 ○介護家族健康相談の充実 ○在宅介護支援センターの充実 ○基幹型在宅介護支援センターの設置 ○高齢者生活福祉センターの整備 ○在宅介護支援のための高齢者総合相談窓口の設置 ○障害者を対象とした福祉サービスの充実	A A A B A B A	保 健 課 保 健 課 関 係 各 課

3. 健康づくりの推進

施 策 の 方 向	主 要 な 事 業	区 分	担 当 課
(1)相談体制の充実 女性は、その身体に妊娠や出産のための仕組みが備わつてあり、生涯を通して男性とは異なる健康上の問題に直面することから、健康教育・健康相談・健康指導の充実をはかります。	○地域での相談体制の充実 ○女性の健康教育・相談指導の充実 ・母性相談の充実 ・産婦、乳幼児健康相談の充実 ・思春期から老人までの性相談の充実 ・避妊、妊娠、更年期、骨粗しょう症、介護者健康相談の充実 ・生活習慣病健康相談の充実	A A A A A A	保 健 課 保 健 課 保 健 課 保 健 課 保 健 課 保 健 課

5 心豊かな生活の実現

豊かで活力ある社会を迎えるためには、人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことが必要です。

いま、人々の価値観は、物の豊かさから心の豊かさへ、生活の利便性から自然のふれあいへと変化し、経済ばかりを優先した社会から生活を重視した社会へと移行しつつあります。

高齢化の進展、社会の成熟化などに伴い、心の豊かさや生きがいのための学習は、学習者の自己実現のみならず、地域社会の活性化、高齢者の社会参加にもつながり、社会全体にとって意義があります。

特に、女性が男性と同様に社会のあらゆる分野における活動に参画することや、女性がその生き方を主体的に選択し、充実した人生を送るためにも生涯を通して学習することが必要です。

1. 地域の生涯学習の推進

施策の方向	主要な事業	区分	担当課
(1)学習機会や学習情報の提供 豊かで活力ある社会を迎えるために、市民が生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう体制の充実をはかります。 また、女性がその生き方を主体的に選択し、充実した人生を送るための学習の基盤整備につとめます。	<ul style="list-style-type: none">○学習機会の充実<ul style="list-style-type: none">・家庭教育学級・女性学級の充実・高齢者学級の充実・コミュニティ講座・市民大学講座・プラザエンジョイススクールの充実・放送大学帯広学習室の内容充実・生涯学習フェスティバルの内容充実・男女共同参画セミナーの充実（再掲）・男女共同参画塾の開設（再掲）○学習情報提供の充実<ul style="list-style-type: none">・指導者名簿、団体・グループ名簿、各種施設名簿の作成・北のくらし情報システムの充実・生涯学習情報誌の発行○地域特色を活かした学習の場の提供<ul style="list-style-type: none">・農業センターの機能充実○自主的学習活動の支援<ul style="list-style-type: none">・グループ活動への支援・農業フェスタ、大地の料理フェアの開催	A A A A A B	女性青少年課 生涯学習課 生涯学習課 生涯学習課 女性青少年課 女性青少年課 生涯学習課 生涯学習課 生涯学習課 農林課 営農課 農林課・営農課

区分：[A] 現在、既に着手している事業（今後充実していくものを含みます。）

[B] 平成13年度以降開始する事業

第4章 プランの推進

1. 庁内における推進

「帯広市男女共同参画プラン」を総合的かつ効果的に推進するため、庁内の関係各課・機関が連携、協力して、全庁的に取り組みます。

全庁の総合調整などを効果的に機能させるため、適切な担当部署の検討を行うとともに、プランを推進するため、庁内の推進組織の活動を促進します。

また、ジェンダーに敏感な視点が定着するよう、職員研修などあらゆる機会を通して、職員一人ひとりが理解と認識を深めていきます。

2. 市民による推進

プランの推進にあたっては、広く市民をはじめ、多くの関係機関・団体や企業の理解と協力が必要です。

市では、あらゆる場において、広報や啓発などを通して市民と行政の連携を保ちながら、プランの効果的な展開につとめます。また、市民や関係団体、有職者からなる（仮称）「帯広市男女共同参画推進市民委員会」を組織し、プランの啓発、情報収集等やニーズの把握を行います。

3. 国・北海道との連携

プランの推進にあたり、情報の収集、広報・啓発などについて、国や北海道との連携を深め、必要に応じ、法律や諸制度の整備・改善について働きかけていきます。